

文部科学省告示第五十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第百十三条第二項及び第百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を次のように定め、公布の日から施行する。

令和元年八月二十一日

文部科学大臣 柴山 昌彦

1 学校教育法施行規則第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第百十三条第二項及び第百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合は、文部科学大臣が、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次の各号に掲げる基準を満たしていると認めて、当該中学校等を指定する場合とする。

一 当該授業が、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであって、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること。

- 二 当該授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること。
  - 三 当該授業を行う者は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること。
  - 四 生徒が当該授業を履修する場所に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、前号の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと。
  - 五 電子計算機その他の機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること。
  - 六 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、当該授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること。
- 2 前項の指定に関して必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。